

墓碑等の規格制限について

飯塚市霊園条例第12条第1項、同施行規則第8条等により、墓地の種類毎に設置できる墓碑等の制限があります。

【普通墓地】 区画面積：6㎡（募集…9区画）

〈該当墓地〉 ①A区6列115番 ②B区4列46番 ③B区10列200番
④B区18列275番 ⑤B区20列316番 ⑥C区8列87番
⑦C区9列114番 ⑧C区11列144番 ⑨D区3列47番

〈制限内容〉

- 碑石の高さは路面から2.5m以内、階段天から2.2m以内です。
 - 碑石等の形状・寸法は自由ですが、他の墓地との調和及び美観を保持したものとします。
 - 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
 - 植栽する場合は以下の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から1.3mの高さ、葉張0.8m以内で整形し、通路や隣接地に障害が及ばないようにしてください。
- 植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、

ジンチョウゲ

【規格墓地 A】 区画面積：5.04㎡（募集…2区画）

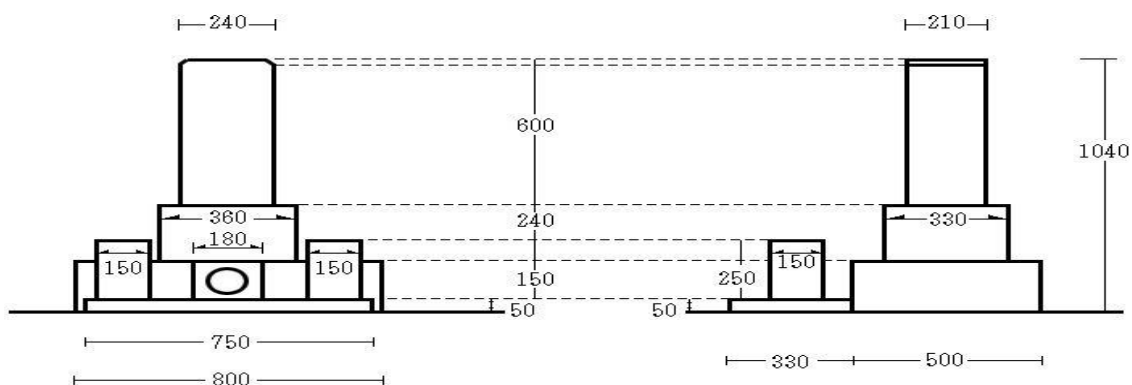
〈該当墓地〉 ⑩G区2列31番 ⑪G区4列69番

〈制限内容〉

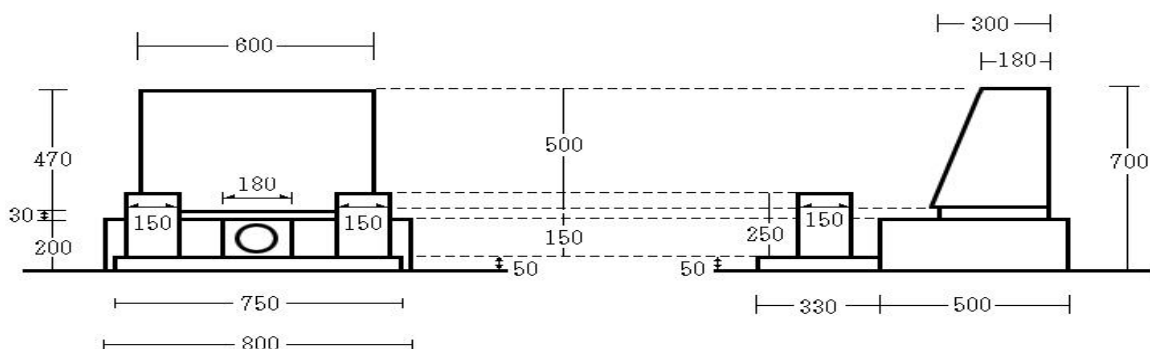
- 碑石等は以下の図《和式》《洋式》に示すとおりとします。
- 碑石の頭部は側面をカットしてください。
- 墓誌の寸法は0.5m×0.5m以内とします。
- 灯籠は「三尺物」以下とし、高さ0.9m以内とします。この基点は階段の天盤(コンクリート部)からとし、高さ制限以内であれば灯籠の下台の設置も可能です。
- 拝み石(踏み石)・灯籠・墓誌・物置台・ベンチ・玉砂利敷及び水子地蔵の設置も可能です。
- 墓地付属の地下納骨施設、青の他の墓地施設の現状変更はできません。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から0.8mの高さ・葉張0.5m以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、
ジンチョウゲ

《和式》



《洋式》



【規格墓地 B】 区画面積：6 m² (募集…2 区画)

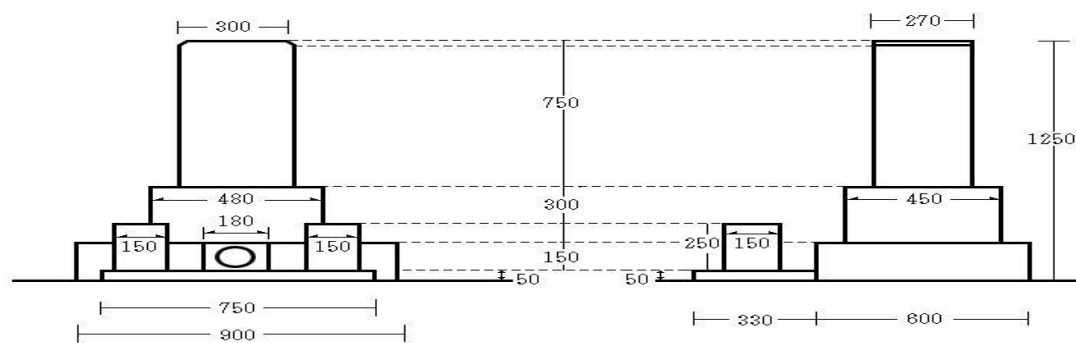
〈該当墓地〉 ⑫H 区 4 列 68 番 ⑬I 区 4 列 26 番

〈制限内容〉

- 碑石等は以下の図〈和式〉〈洋式〉に示すとおりとします。
- 碑石の頭部は側面をカットしてください。
- 墓誌の寸法は 0.5m×0.5m 以内とします。
- 灯籠は「三尺物」以下とし、高さ 0.9m 以内とします。この基点は階段の天盤(コンクリート部)からとし、高さ制限以内であれば灯籠の下台の設置も可能です。
- 拝み石(踏み石)・灯籠・墓誌・物置台・ベンチ・玉砂利敷及び水子地蔵の設置も可能です。
- 墓地付属の地下納骨施設、青の他の墓地施設の現状変更はできません。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から 0.8m の高さ・葉張 0.5m 以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、
ジンチョウゲ

〈和式〉



〈洋式〉

